

佐賀バルーンミュージアムスーパーハイビジョンシアター映像制作業務委託
仕様書

1 業務名

佐賀バルーンミュージアムスーパーハイビジョンシアター映像制作業務

2 業務目的

本業務は、新型コロナウイルス感染症の影響により大きく落ち込んだ観光事業を復活させていくため、マイクロツーリズムの進展による近距離からの誘客に努めるとともに、アフターコロナでのインバウンドの回復に対応していくため、市の観光拠点である佐賀バルーンミュージアムにおいて、新規の映像コンテンツを制作するものである。

3 契約期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

4 委託料の上限額

3,100,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

5 業務内容

(1) 映像制作

映像の制作にあたっては、下記の内容を踏まえ制作すること。

- ① 制作本数は2本とし、映像の長さは1本あたり5分30秒とすること。
- ② 映像の画面サイズは280インチ対応、画質は4Kとすること。
- ③ 映像のテーマを“非日常”とし、普段は体験できない視点からの映像を盛り込むこと。
※熱気球の要素を取り入れたものとする。
※ロケ地は県内に限らない。
- ④ 外国人にも分かりやすい映像、表現とすること。
- ⑤ 撮影は、360度全方位カメラやドローン等を駆使し、趣向を凝らすこと。
- ⑥ 映像には、BGMや効果音を加えるとともに、必要に合わせてナレーションや字幕等を加えること。

(2) 成果品（映像及び報告書）の納品

- ① 映像データ（USB） 1個
- ② 映像データ 1式（MP4）
※ファイル名に本業務名及び収録時間等を明記すること。
- ③ 業務実績報告書 1部

4K(通称)映像・音声コンテンツの仕様

1. 映像

QHD(3840 x 2160)59.94p(または 60p) 10 ビット 色域 ITU-R BT.709
ファイルフォーマット DPX10/RGB

2. 音声

5.1 チャンネル・サラウンド 48kHz/16 ビット
ファイルフォーマット WAV(ステレオ)x3

6 業務の留意事項

- ・契約締結後は、業務スケジュール等を佐賀市に提出すること。なお、変更が必要な場合は、佐賀市と協議の上、決定すること。
- ・管理責任者として、画像や映像などのマルチメディアの制作に必要な知識、技能を有し、過去に映像制作の経験がある者を置くこと。
- ・本業務における撮影及び編集に係る一切の費用は委託料に含むものとする。
- ・撮影に必要な一切の調整及び許認可等の手続きは受託者で行うこと。

7 その他

(1) 守秘義務等について

受託者が本件業務の遂行上知りえた情報は、本件業務遂行の目的以外に使用し、または、第三者に提供してはならない。本件業務の契約が終了し、または、解除された場合も同様とする。

(2) 著作権等について

- ・本業務に係るすべての成果品の所有権及び著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は佐賀市に無償で譲渡し、佐賀市の承諾なしに使用し、又は、公表してはならない。
- ・映像やBGMの使用については、著作権の問題が発生しないものとし、著作権等の許諾が必要な場合は、手続き等を受託者が行うこと。
- ・本業務の履行に際し、第三者が著作権を有するものを使用し、かつ、問題が生じたときは、佐賀市に不利益が生じないように受託者の責任において、これを処理するものとする。

(3) 再委託について

- ・受託者は、佐賀市の承諾を得た場合に限り本業務の一部を第三者に再委託できる。
- ・受託者は、再委託を行う場合、書面により佐賀市の承諾を得なければならない。

(4) その他

- ・佐賀市は、必要があると認めるときは、受託者に対して本業務の処理状況等について調査し、又は報告を求めることができる。
- ・万が一、事故が発生した場合には、受託者は直ちに佐賀市に指示を求め、その指示に従うこと。
- ・この仕様書に定めのない事項又は明記のない事項について、疑義が生じた場合、又は不測の事態の対応等については、双方協議し明確にするものとする。